

daywork「一日農業バイト」の利用にあたり下記事項を厳守ください。

～ 厳守事項 ～

【労災保険等の加入】

アプリの利用には**労災保険または労災保険に準ずる傷害共済等への加入**が必須となります。
(傷害共済等については、お近くの JA 共済窓口へご相談ください。)

【勤務時間】

勤務時間を明示し、予定を超えて作業を行う場合は、生産者(求人者・農業者)と求職者(農作業をしたい方)の両者が合意のもと行ってください。

目安としては、1日に労働時間は8時間までとし、1週間に1日は休日を設けるよう留意してください。

【休憩時間】 … 「**労働基準法第34条**」に沿って設定してください。

- ①労働時間が6時間以下の場合 0分以上
- ②労働時間が6時間を超え8時間以下の場合 45分以上
- ③労働時間が8時間を超える場合 60分以上

※短時間の休息は労働時間に含まれ、給与が発生します。

【賃金】 … **最低賃金の確認**

必ず青森県の最低賃金以上で募集してください。
(※参考： 時間額 1,029 円(令和7年11月21日発行))

【源泉徴収税額】 … 雇用期間や日給の金額によって源泉徴収税額が発生する場合があります。

(※詳しくは、国税局ホームページをご確認ください。)

～ ブラウザの操作方法～

【生産者のモラル】

生産者からの一方的なキャンセルはトラブルにつながるので注意してください。

【生産者と求職者との関係】

「パワハラ」となるような、生産者の仕事の指示の出し方、言葉遣いはしないよう注意してください。

【賃金トラブルにならないために】

事前に求職者としっかりと話し合い、必ず同意の確認をしてください。
併せて、交通費等の支給などの手当てについても確認が必要です。

～ 利用する上での心得(生産者用) ～

- 1 求職者を雇用して農業を営む経営主であることを自覚し、適正な雇用管理に努めること。
- 2 求職者に対し、人種・国籍・信条・性別・社会的身分・門地・従前の職業等を理由として、差別的な取り扱いは一切しないこと。
- 3 労働基準法を理解し、求人情報に登録した条件(必要な条件・期間・就業時間・仕事の内容・時給・日給・休日・トイレの有無・休憩時間等)を遵守すること。
- 4 求職者の立場にたった指導を心掛け、求職者にまた働きたいと思ってもらうために働き易い魅力的な職場づくりに努めること。
- 5 安全に安心して農業に従事できるよう、農業機械、刃物、農具の整備、作業場所の整理整頓など農作業環境に配慮すること。
- 6 賃金は、求職者の意向に沿った形で支払うこと。
- 7 農作業を行う場所及びその周辺には必ず仮設トイレ等を設置すること。
- 8 アプリの利用開始までには、必ず労災保険に加入していること。
- 9 採用・不採用に関係なく、応募者個人から得た個人情報は、目的外で利用しないこと。
また、個人情報が漏洩しない確実な方法で処理し、適切な取り扱いを行うこと。

～ 雇用労働力を安定的に確保するために ～

1 労災保険への加入について

万が一の事故等のために傷害保険等に必ず加入する。

2 男女間の労働条件について

労働者が女性であることを理由に、賃金について男性と差をつけてはならない。

ただし、仕事の能力や仕事内容が異なっていれば、その個人間で給料が異なっても差し支えない。

3 安全に配慮した労働環境づくり(労働安全衛生法第59条)

季節的労働者を雇うとき、次のような作業上の注意点を教えなければならない。

- ①作業により生じる恐れのある病気とその予防方法
- ②作業中に怪我をしないための注意事項
- ③作業具の整理整頓
- ④事故が起きた場合の応急措置に関するこ

なお、休業4日以上の事故が発生した場合、最寄りの労働基準監督署長に「労働者死傷病報告」を提出しなければならない。(労働安全衛生規則97条)

4 労働時間について(労働基準法32・34・35・41条)

農業で働く労働者には、法律上の労働時間の制限が設けられていないが、できるだけ次の点に留意することが重要となる。

- ①1日に労働時間は8時間までとする。(労働基準法32条)
- ②1日に6時間を超えて働く場合、45分以上の休憩を、8時間を超えて働く場合、1時間以上の休憩を与える。(労働基準法34条)
- ③1週間に1日は休日を設ける。(労働基準法35条)

※労働基準法第41条により、農業は労働時間、休日、休憩等に関する規程が適用除外される。

5 賃金の支払いについて(労働基準法23・24・25・26・59条)

①賃金は、支払日を決め全額を通貨で労働者に直接支払わなければならない。

18歳に満たない季節的労働者(高校生含む)を雇う場合でも、賃金の支払いは、同じく本人へ支払わなければならない。

②農産物を給料の代わりにはできない。

6 女性の雇用について(労働基準法68条)

女性の季節的労働者が生理のため働くことができない旨を申し出たら、その時間は働かせることができない。

7 年少者の雇用について(労働基準法68条)

18歳未満の年少者を雇用する場合、年齢を証明することができる戸籍証明書(もしくは住民票記載事項の証明書)を備えておかなければならぬ。

また、深夜(午後10時～午前5時)に働くことは、原則として禁止であるが、農業においてはこの限りではない。